

いじめ防止に対する基本方針

東根市立第二中学校

平成26年度策定

令和2年6月1日一部改訂

令和6年4月1日一部改訂

令和7年4月1日一部改訂

令和8年4月1日一部改訂

1 学校いじめ防止基本方針

いじめの定義 いじめ防止対策推進法第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。

また、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合でも、法が定義するいじめに該当するため、校内のいじめ防止対策委員会で情報を共有する。ただし、十分に状況を把握した上で、「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に対応する場合がある。

(1) 基本方針

いじめは、

- ①いじめを受けた生徒の「教育をうける権利」を著しく侵害し、
- ②その心身の健全な成長と人格形成に重大な影響を与えるのみならず、
- ③その生命または身体に重篤な危険を生じさせる恐れがある。

いじめは全力で発生を防ぐものとする。

(2) 基本姿勢

いじめ防止のための基本姿勢は以下の通りである。

- ①生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進について努める。
- ②授業や各種活動等において、生徒同士のかかわり、教師と生徒とのかかわりを重視しながら、適切な関係形成について指導・支援する。
- ③日常的な生徒の観察や教育相談、計画的なアンケート等からいじめの状況を早期に把握し対応する。
- ④けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。また、好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当すると判断する。ただし、被害者と加害者の関係性を熟慮し、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも考える。
- ⑤いじめが認められる場合、生徒・保護者に配慮しながら当該生徒の安全と学習の権利を保障し、解決を図る。また、場合によっては各関係機関とも協力しながら迅速かつ適切な対応に努める。
- ⑥学校と家庭、地域と連携・協力しながら、全職員で継続的な指導や支援を行う。

2 いじめ防止に向けた取組（未然防止）

（1）建設的な取組

①元気と自信を育てる学校づくり

そのために、

- ・「まなびの場」の一層の充実と質を高める授業づくり
- ・自分たちで考え行動できる生徒会活動や学級会活動
- ・子どもたち一人ひとりを伸ばす特別支援教育の充実
- ・どのような場面でも、全職員でかかわり指導する姿勢について取り組む。

②特別活動や道徳における心を育てる授業

学級活動による集団討議での折り合いをつけた集団決定や学校行事での体験活動、道徳での他者理解等を通して、自他を尊重していく態度を育む。

③SEL教育の計画的実施

学校研究「主体的に学び続ける人づくり～非認知能力を意識した教育実践～」と関連させて、すべての学年で計画的にSEL教育を進め、自己肯定感や他者意識、かかわりや思いやりの心を育む。

④生徒会による生徒自らの取組の推進

生徒会におけるいじめ防止の取組やボランティア活動を積極的に行うことで、他者を思いやる心を育むとともに、自浄作用の環境を推進する。

（2）予防的な取組

①職員会議や企画委員会、研修会における生徒理解

職員会議（各期）や企画委員会（各週）、生徒理解研修会等において、情報の共通理解を図るとともに、きめ細かな指導、適切な支援や対応ができるようにする。

②QUテストによる望ましい集団づくりの指導・個への支援

年2回のQUテストを通して、学級集団の実態を把握しながら望ましい集団へと向かう指導を行うとともに、要支援の生徒への対応を行う。

（3）早期発見のための取組

①生徒・保護者対象いじめアンケートの実施

いじめの早期発見のために、定期的な調査を実施し対応する。また、日々、生活ノート等を活用しながら、生徒理解に努める。

②教育相談の実施

担任による二者面談や三者面談、SCによる相談活動を通して、生徒及び保護者が抱えている問題に対処できるようにする。

③学校評価における保護者対象アンケートの実施

学校評価の内容に、いじめに関する項目を盛り込みながら、保護者の考えや情報を取り入れられるようにする。

④地域との連携（懇談会における情報交換）

地域の方々との懇談会を通して、地域での生徒の様子や学校に関する様々な情報についてお聞きし、生徒への指導や支援に活かす。

3 いじめ発生時の対応（早期発見・組織的対応・再発防止）

（1）迅速ないじめの事実確認と報告・相談

- ①いじめを発見，通報を受けた場合は，特定の教員で抱え込まず，速やかに学年主任，生徒指導主事及び管理職に報告・相談を行い，組織的に動く。
- ②いじめと疑われる行為を確認した場合は事実確認を行い，適切な指導を行う。軽微な事案でも報告を行い，全職員で経過観察，継続的な指導を行っていく。
- ③生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は，真摯に受け止め，丁寧に聞き取りを行うとともに，いじめの疑いがある場合や確認ができた場合は，速やかに報告，対応を協議し合い，組織的に対処する。
- ④学校だけではいじめ問題が解決できない場合は，関係機関（東根市教育委員会，村山教育事務所いじめ解決支援チーム，村山警察署等）と連携を行いながら解決を図る。
- ⑤いじめの解消を判断する際には，少なくとも以下の2点について満たしているかを考える。
 - ・被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月以上）。
 - ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害生徒本人及びその保護者に面談等により確認する。

（2）組織的な対応（生徒・保護者）

- ①被害生徒とその保護者に対する対応
- ②加害生徒とその保護者に対する対応

※生徒・保護者に対する接し方について，面談や聞き取りは複数の教員で対応するようにするとともに，生徒を第一に考え，大切にしているという態度で行う。

※個人の情報は教えないようにする。

※記録をしっかりとっておくようにする。

- ③学級や部活動等の当該集団に対する対応
- ④全校生徒（集団）への対応
- ⑤保護者全体に対する対応

いじめ問題の内容等を考慮し，上記について組織的，継続的に対応していく。

対応例

- 指揮・・・・・・・・・・・・・・・・・・教頭
 - 被害生徒・保護者対応・・・・・・・・・・当該担任，学年団，
（養護教諭，SC）
 - 加害生徒・保護者対応・・・・・・・・・・当該担任，学年団
 - 学級や部活動等の生徒への対応 学級・・・・当該担任，学年主任
部活動・・・・顧問
 - 全校生徒への対応・・・・・・・・・・・・生徒指導主事，生徒指導部
 - 保護者全体への対応 保護者会計画，企画・・・・教務主任
概要説明・・・・・・・・・・・・学校長
今後について・・・・・・・・・・教頭
 - 再発防止の検討・・・・・・・・・・・・生徒指導主事，生徒指導部
 - 継続支援，指導・・・・・・・・・・・・全職員
- ※場合によっては，各関係機関にも協力をいただく。

4 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめ

ネット上のいじめとは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板等に特定の児童生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

ネット上のいじめの特徴とは、

- ①不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ②インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、生徒が簡単にいじめの被害者にも加害者にもなる。
- ③インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすく、一度流出した個人情報は回収することが困難であり、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ④保護者や教師等の身近な大人が、生徒の携帯電話等の利用状況を把握することが難しい上に、生徒の利用している掲示板等を詳細に確認することも困難なため、インターネットに係る生徒の実態を把握することが難しい。

(2) 未然防止の取組

①情報端末機器に関する教室・講習会の実施

SNSなどの情報端末機器を通じて交流される情報について、トラブルが起きないように、外部講師を招いて生徒と保護者を対象とした情報モラル教室を実施する。

②生徒会による生徒自らの取組の推進

情報端末機器の使い方に関する生徒会のルールについて推進していくとともに、適時、点検活動を行う。

二中の情報端末機器のルール

1. SNSなどは、22:00以降は返信しなくてよい
2. 平日のインターネット時間は2時間まで
3. フィルタリングをかける
4. 危険なサイト・メールには入らない
5. トラブルの原因になることをしない
6. 何かあったら、必ず大人に相談する

③教職員の指導力向上及び家庭・地域との連携

教職員が、ネット上のいじめの現状等に対する理解を深めるとともに、トラブルが発生した場合の対応を迅速かつ確実にを行うことができるようにするために、研修会等により指導力の向上及び啓発を図る。また、ネット上のいじめについては、学校の取組だけではなく、家庭や地域、関係機関が連携・協力して未然防止や、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていく必要がある。そのために、児童生徒のインターネット利用の実態や危険性等について保護者に周知し、ネット上のいじめへの対応と家庭における取組の重要性について啓発していく。

(3) 早期発見・早期対応の取組

①生徒の様子を観察やコミュニケーションの重視

生活ノートや、生徒との日常会話やアンケート等の中から、気になる変化やネット利用に関する情報をキャッチするよう努める。

(4) ネット上の不適切な書き込みへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置

をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、校長は、東根市教育委員会と相談し、必要に応じて関係機関への協力を求める。なお、生徒の「生命、身体又は財産に重大な被害」が生じるおそれがあるときは、直ちに村山警察署に通報し、適切な援助を求める。

(5) SNSやメールの悪用への対応

パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを悪用したいじめは、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対しても学年・学級懇談会、学校通信等で理解を求めていく。

5 重大事案に対する対処について

いじめによって、重大事態に至っていると考えられる場合、あるいは重大事態の疑いがあると認められたときも、校長は学校の設置者に報告する。東根市教育委員会に報告を行い、指導・助言をいただきながら、いじめ防止対策委員会で調査、対処、再発防止を実施し、解決が困難な場合は、各関係機関の支援や協力を得ながら解決を図る。また、重大事案の内容によっては、東根市教育委員会による第三者委員会を立ち上げ、事態の調査、対処、再発防止を実施する。

【重大事案と想定される事例】

- ①いじめによって生徒のいのちや身体の危機にかかわる事態
- ②いじめに対する強い不安を持ち、通常の登校ができない場合
- ③いじめから金品等に多大な被害や損害が生じている場合

【組織の構成】

いじめ防止対策委員会

- 教頭、生徒指導主事、校長、教務主任、学年主任、当該担任、養護教諭、SC

6 評価

(1) 教職員による評価

- ①生徒指導部において、年間計画と実施内容、効果について評価を行う。
- ②職員会議及び企画委員会において、いじめ問題への対応（成果と課題）に関する評価を行い、全職員での共通理解及び実践につなげる。

(2) 保護者による評価

- ①学年・学級懇談会や学校評価において、いじめに関する取組について、意見や考えをいただいたり、保護者アンケートを実施したりする。

(3) 地域の連携・二中学区連絡協議会による小学校との連携による評価

- ①学校運営協議会や、地域との懇談会等において、地域の中での生徒の様子や学校の取組に対する意見をいただく。
- ②二中学区連絡協議会の情報交換会において、いじめに関する問題や対応等について、互いに情報を共有する。

いじめ防止に関わる主な活動計画

期	建設的な取組	予防的な取組	早期発見のための取組
I	入学式 歓迎集会 生徒会集会 学活・道徳	年度始職員会議 I II期職員会議 企画委員会（各週） 生徒理解研修会	P T A総会・学年総会 心のアンケート4月 【二者面談・対応】
II	生徒会総会・学活・道徳 生徒会集会・修学旅行 ホームチャレンジ 激励会 地区中総体	III期職員会議 企画委員会（各週）・Q U 部活動保護者代表・コーチ会議	Nichu Life Check 6月 【二者面談・対応】
III	生徒会集会 学活・道徳 県中総体及び上位大会	IV期職員会議 企画委員会（各週） 二中学区連絡協議会 情報モラル教室 教育相談期間	【二者面談・対応】 全県いじめアンケート 【全生徒教育相談・対応】 三者面談
IV	ホームチャレンジ 激励会 地区新人大会 生徒会集会 学活・道徳	V期職員会議 企画委員会（各週） 部活動保護者代表・コーチ会議	心のアンケート8月 【二者面談・対応】
V	運動会の取組と運動会 二中祭の取組と二中祭 生徒会集会・学活・道徳	VI期職員会議 企画委員会（各週） Q U 情報モラル教室	心のアンケート9月 【二者面談・対応】 地域との懇談（民生委員等）
VI	リーダー研修会 生徒会選挙 生徒会集会 いいね！プロジェクト 学活・道徳	VII期職員会議 企画委員会（各週） 教育相談期間	Nichu Life Check 11月 【二者面談・対応】 全県いじめアンケート 【全生徒教育相談・対応】 三者面談 学校評価
VII	入試激励会 生徒会集会 立志式・学活・道徳 いのちの学習	VIII期職員会議 企画委員会（各週）	心のアンケート12月 心のアンケート 1月 Nichu Life Check 2月 【二者面談・対応】
VIII	生徒会集会・学活・道徳 卒業証書授与式の取組 と卒業証書授与式 リーダー研修会	年度末職員会議 企画委員会（各週） 二中学区連絡協議会	【二者面談・対応】

※ 上表は、年度ごとの学校運営をもとに、作成するものとする。